

埼玉県フロン回収・処理推進協議会規約

平成10年2月10日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、埼玉県フロン回収・処理推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、関係事業者、関係団体、消費者及び行政が一体となって、電気冷蔵庫、自動販売機、業務用冷凍空調機器、カーエアコン、家庭用エアコン等に含まれるフロンを廃棄等の過程で回収し、回収フロンの的確な処理を推進するため、必要かつ関連する事業を実施していくことを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フロン回収・処理のための情報収集、普及啓発
- (2) フロン回収・処理のための研修会等の開催及びその他支援のための事業
- (3) 会員相互の情報及び技術の交流
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 推進協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員
事業者であって推進協議会の目的に賛同して入会した者
- (2) 団体会員
関係団体又は地方公共団体であって推進協議会の目的に賛同して入会した者
- (3) 賛助会員
推進協議会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した(1)、(2)以外の者

2 推進協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、会長及び副会長の承認を得なければならない。

(会員の責務)

第5条 会員は、自らが排出するフロンの自主的回収・処理に努めなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会の議決を経て別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は会員である法人が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て会長が除名することができる。ただし、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 規約又は規程に違反し、推進協議会の運営を阻害したとき
- (2) 推進協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき又は所在不明であることが確認できたとき

(会費等の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 推進協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内（うち会長1名、副会長4名以内及び常務理事1名）
- (2) 監事 2名

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐し、事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会 議

(会議の種別)

第16条 推進協議会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は次の会員を構成員とする。

- (1) 団体会員のうち関係業界団体、埼玉県生活協同組合連合会、埼玉県及びさいたま市
 - (2) 個人会員のうち専門委員会所属会員
 - (3) 監事
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) その他推進協議会の運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(開催)

第 19 条 通常総会は年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第 20 条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、構成員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに場所を記載した書面をもって、開会の 5 日以前に通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 22 条 会議は、総会において総会の構成員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない総会の構成員、理事は会長に委任状を提出することにより代理人を出席させることができ、若しくはあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(専門委員会)

第 25 条 推進協議会に、第 3 条の事業を遂行するために、専門委員会を設ける。

2 専門委員会の設置及び運営に関する規程は、別に定める。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 推進協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 推進協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 29 条 推進協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 30 条 推進協議会の収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、総会の日までは、前年度の予算を基準として執行する。

2 収支決算は、年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 31 条 推進協議会は、必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(予算の更正及び補正)

第 32 条 緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 33 条 推進協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規約の改正等

(規約の改正)

第 34 条 本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

(事務局)

第 35 条 推進協議会の事務を処理するため、埼玉県環境部大気環境課に事務局を置く。

(補則)

第 36 条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、推進協議会の設立総会の日から施行する。
- 2 推進協議会の設立当初における入会者は、前項の規定する日に入会したものとみなす。
- 3 推進協議会の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 4 推進協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 推進協議会の設立当初の会計年度は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 10 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 11 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

会費に関する規程

平成10年2月10日

埼玉県フロン回収・処理推進協議会規約第6条に規定する会員の会費は、この規程に定めるところによる。

(会費)

第1条 会員の会費は、年額とし、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 個人会員 | 無料 |
| (2) 団体会員 | |
| ア 埼玉県 | 30,000 円 |
| イ さいたま市 | 20,000 円 |
| ウ 市町村（さいたま市を除く）及び一部事務組合 | 無料 |
| エ 業界団体（公益法人を含む） | 20,000 円 |
| オ 消費者団体 | 無料 |
| (3) 賛助会員 | 30,000 円 |

(臨時会費)

第2条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(納入期日)

第3条 推進協議会の会費は、毎年7月末日までに納入しなければならない。

- 2 年度途中で加入したときは、加入月日にかかわらず、加入後速やかに年会費を納入しなければならない。
- 3 年度途中で会費額の変更等の事由が生じたとき、若しくは退会したときは、既に納入された会費は返還しないものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県の平成10年度の会費については、300,000 円 とする。

附 則

本規定は、平成16年6月 7日から施行する。

附 則

本規定は、平成19年6月 7日から施行する。

専門委員会設置規程

平成10年2月10日

埼玉県フロン回収・処理推進協議会規約第25条の規定に基づく専門委員会の設置について、次のように定める。

(設置)

第1条 推進協議会に次の専門委員会を置く。

- (1) 冷凍空調機器等委員会
- (2) フロン回収・処理業等委員会

(構成)

第2条 各専門委員会の委員は、推進協議会の会員のうち、関係する会員から推薦された者で会長が認めた者とする。

2 前項に定める専門委員会の所掌事項は別表のとおりとし、推進協議会の関係事業の計画及び実施について検討、協議する。

(委員長)

第3条 各専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、各専門委員会に所属する委員の互選とする。
- 3 委員長は、必要に応じそれぞれ各専門委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 5 会長、常務理事の職にある理事は、専門委員会に出席し、意見を述べるができる。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、専門委員会に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 専門委員会で協議した事項は、委員長より理事会に報告するものとする。

(各専門委員会の庶務)

第4条 各専門委員会の庶務は、推進協議会の事務局が行う。

附 則

本規程は、推進協議会の設立総会の日から施行する。

附 則

本規定は、平成16年6月 7日から施行する。

附 則

本規定は、平成18年6月 7日から施行する。

別 表

各専門委員会の所掌事項

名 称	所 掌 事 項
冷凍空調機器等委員会	○冷凍空調機器等からのフロン回収・処理に係る普及啓発に関すること。 ○冷凍空調機器等からのフロン回収・処理に係る情報及び技術交流に関すること。
フロン回収・処理業等委員会	○回収、破壊事業等のフロン回収・処理に係る普及啓発に関すること。 ○回収、破壊事業等のフロン回収・処理に係る情報及び技術交流に関すること。

専門委員会所属会員

村田冷機工業(株)
ダイキン工業(株)草加事業所
三国コカコーラ(株)
太平洋セメント(株)環境事業カンパニー
(株)市川環境エンジニアリング
(株)環境総研
(株)クリエイト
(株)サイサン
(株)鈴木商館ガス事業部北関東支店
中田屋(株)加須工場